

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除、または住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む。）について、平成14年6月30日までの申告又は処理による課税実績を示したものである。

なお、一部について、平成12年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税実績について調査している。

2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金等の贈与 父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金等の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで、1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。
- (2) 納税猶予 贈与者の法定相続人かつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件のもとに納税が猶予される。

3 贈与税の主な諸控除

- (1) 配偶者控除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
 なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (2) 基礎控除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。

4 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目					調査方法
		人員	取得財産額	税額控除	納付税額	加算税	
6-1 課税状況							
(1) 課税状況	申告及び処理の合計	○	○	○	○		全数調査
(2) 課税状況の累年比較	"	○	○		○		"
(3) 加算税	処 理	○				○	"
(4) 申告及び処理の状況	申告及び処理の区分	○	○		○		"
(5) 税務署別課税人員	申告及び処理の合計	○					"
6-2 贈与財産価額階級別人員、財産価額、税額	申告（修正申告を除く。）	○	○		○		全数調査
6-3 贈与財産種類別受贈人員、財産価額	申告（修正申告を除く。）	○	○				全数調査

5 贈与税の税率等（平成13年分）

課税価格	1,500千円以下	2,000千円以下	2,500千円以下	3,500千円以下	4,500千円以下	6,000千円以下	8,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	25,000千円以下	40,000千円以下	100,000千円以下	100,000千円超
税率等	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
税率	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70
控除額	千円 -	千円 75	千円 175	千円 300	千円 475	千円 700	千円 1,000	千円 1,400	千円 1,900	千円 2,650	千円 3,900	千円 5,900	千円 10,900